

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 件名   | 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例 |
| 主管課  | 総務管理課                   |
| 根拠法令等  |                         |
| <p>【制定の概要】</p> <p>1 設置<br/> 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施に要する経費に充てるため、当該対策を支援する寄附金等を原資として、新型コロナウイルス感染症対策応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 積立て<br/> 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。</p> <p>3 管理<br/> 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。</p> <p>4 運用益金の処理<br/> 収益は、予算に計上して、基金に編入する。</p> <p>5 処分<br/> 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用<br/> 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> |                         |
| 施行日  | 公布の日                    |
| <p>【その他参考事項】</p>   |                         |